

令和8年度 中野区職員再採用（カムバック採用）選考案内

令和8年9月1日

中野区

この採用選考は、育児や介護、転職等を理由に中野区を退職した有為な人材を厳選して再採用し、在職時や退職後に培った知見を区政に活かし活躍していただくことを目的としています。

1 募集概要

(1) 職種

事務系	事務（一般事務、ICT）
福祉系	福祉（福祉、保育士、児童指導）、心理
一般技術系	土木造園（土木技術、造園技術）、建築、機械、電気、衛生監視、学芸研究
医療技術系	診療放射線、歯科衛生、理学療法、栄養士、保健師、看護師
技能系	清掃（清掃作業）

※退職時と同一の職種で採用します

※欠員状況等により、選考を実施しない場合があります

(2) 職務の級

原則として、退職時の職務の級と同等以下の級

(3) 採用予定人数

若干名

(4) 主な職務内容

職種等に応じた職務

(5) 採用予定年月日

原則各月1日付採用とします。欠員状況等を踏まえて決定します。

2 受験資格

次の条件を全て満たしている方

(1) 平成30年4月1日以降に中野区を退職した方

(2) 中野区職員として、勤務経験年数が1年以上ある方

※ただし、以下の期間は除算されます

- ・特別職、会計年度任用職員、臨時的任用職員、任期付職員であった期間
- ・停職期間
- ・人事交流者については、他の特別区や一部事務組合における職員期間

※国等に退職派遣され、その後特別区に再採用された場合、派遣先の在職期間は通算されます

- (3) 選考受験日の属する年度の末日において62歳未満の方。ただし、課長級以上の職の場合は60歳未満の方
- (4) 日本国籍を有している方（一部の職種を除く）
- (5) 採用される職が資格または免許を必要とする場合は、該当する資格または免許を有する方
- (6) 地方公務員法第16条の欠格条項に該当しない方
（申込時の入力フォームの説明を参照のこと）

3 選考方法

(1) 第1次選考

選考方法	書類選考（在職時の人事評価及び勤務状況、申込時の記載内容等によって審査します）
結果通知	申込者全員に結果を通知します。

(2) 第2次選考（第1次選考の合格者のみ）

選考方法	面接（詳細は第1次選考結果通知とあわせて通知します）
結果通知	第2次選考受験者全員に通知します。

※申込～第2次選考の期間は申込時期によって変動しますが、4か月程度を見込んでください

※欠員状況等により、選考を実施しない場合があります

4 申込手続

申込期間	令和8年9月1日～令和9年3月31日午後5時【受信有効】
申込方法	右記二次元コードに必要事項をご入力の上、お申し込みください。 ※申込完了後、受付完了をお知らせするメールが自動送信されます。メールが届かない場合は下記問い合わせ先までご連絡ください。 

※システム障害その他予期せぬ機器停止及び通信障害等が発生した場合のトラブルについては、責任を一切負いません。

5 勤務条件

(1) 勤務時間

原則として週38時間45分、1日7時間45分

(2) 初任給

給料月額、退職時の級・号給を基本とし、退職年度以降の経歴等を考慮して決定します。

60歳を超える職員については、条例等の定めに基づき給料月額が給料表の級・号給の7割となります。

また、上記のほか、地域手当、扶養手当、住居手当、通勤手当、期末・勤勉手当等の手当制度があります。

(3) 休暇

採用時期に応じて年次有給休暇（最大20日）が付与されます。

その他、慶弔休暇、夏季休暇、妊娠出産休暇、育児休業等の制度があります。

(4) 昇任

昇任選考または昇任能力実証の受験資格における、在職期間の計算に当たっては、原則として退職前のそれぞれの職務の級の在職期間を全期間通算します。

※本選考により採用された職員は、条件付採用となります

※採用初年度及び条件付採用期間中は、昇任選考または昇任能力実証を受験できません

(5) その他

勤務時間中は禁煙です。勤務場所は敷地内禁煙です。

6 留意事項

(1) 本選考への申込は、1会計年度につき1回に限ります。

(2) 再採用する際の職務の級は、ご本人の意向等を踏まえて区が決定します。

(3) 福祉（保育士）については、児童福祉法等の一部を改正する法律（令和4年法律第66号）に基づき、本選考の最終合格から採用内定前までに「保育士特定登録取消者管理システム」を活用し特定登録取消者に該当するかどうか確認します。照会の結果、特定登録取消者に該当することが判明した場合は、採用しないことがあります。

(4) 一部の職種については、令和8年12月25日に施行予定の学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和6年法律第69号。以下「こども性暴力防止法」という。）に基づき、特定性犯罪の前科の有無を確認するための犯罪事実確認を行いますので、ご了承の上お申し込みください。

確認の結果、特定性犯罪の前科が判明した場合、採用しないまたは採用後の配置について制限がかかる可能性があります。なお、採用に至るまでの過程で虚偽の申告をした場合、内定取消事由に該当します。

(5) 本選考の実施にあたって収集した個人情報については、本選考業務にのみ使用します。

7 問い合わせ先

中野区総務部職員課人事係

〒164-8501 東京都中野区中野4-11-19 中野区役所8階

電 話 03-3228-8041

メール shokuin@city.tokyo-nakano.lg.jp